

# 令和 6 年 6 月 犬山市議会定例議会会議録

第 1 号 6 月 3 日（月曜日）

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第 1 号 令和 6 年 6 月 3 日午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会期間の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 第46号議案から第55号議案まで  
並びに諮問第 1 号  
及び報告第 1 号から報告第 7 号まで  
（議案上程説明）
- 第 5 陳情の委員会送付について

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会期間の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第46号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について  
第47号議案 犬山市文化財保護条例の一部改正について  
第48号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
第49号議案 犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第50号議案 犬山市下水道条例の一部改正について  
第51号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
第52号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
第53号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
第54号議案 令和 6 年度犬山市一般会計補正予算（第 2 号）  
第55号議案 令和 6 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について  
報告第 1 号 令和 5 年度犬山市一般会計予算継続費繰越計算書について  
報告第 2 号 令和 5 年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について  
報告第 3 号 令和 5 年度犬山市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について  
報告第 4 号 令和 5 年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について  
報告第 5 号 令和 5 年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第6号 令和5年度犬山市土地開発公社決算について

報告第7号 令和6年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

日程第5 陳情の委員会送付について

\*\*\*\*\*

◎出席議員（18名）

|    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 丸山幸治君   | 10番 | 玉置幸哉君  |
| 2番 | 比アンキ恵子君 | 11番 | 岡 覚君   |
| 3番 | 増田修治君   | 12番 | 岡村千里君  |
| 4番 | 光清毅君    | 13番 | 鈴木伸太郎君 |
| 5番 | 小川隆広君   | 14番 | 沼靖子君   |
| 6番 | 島田亜紀君   | 15番 | 久世高裕君  |
| 7番 | 諏訪毅君    | 16番 | 柴山一生君  |
| 8番 | 小川清美君   | 17番 | 柴田浩行君  |
| 9番 | 畑竜介君    | 18番 | 大沢秀教君  |

\*\*\*\*\*

◎欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

|        |         |       |          |
|--------|---------|-------|----------|
| 議会事務局長 | 長谷川 敦 君 | 議事課長  | 大鹿 真 君   |
| 主 査    | 石黒 絵美 君 | 主 査 補 | 高橋 万祐子 君 |

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 市 長      | 原 欣伸 君  | 副 市 長   | 永井 恵三 君 |
| 教 育 長    | 滝 誠 君   | 経 営 部 長 | 井出 修平 君 |
| 市民部長兼防災監 | 武内 雅洋 君 | 健康福祉部長  | 高木 衛 君  |
| 子ども・子育て監 | 小幡 千尋 君 | 都市整備部長  | 森川 圭二 君 |
| 都市整備部次長  | 丸井 良修 君 | 経済環境部長  | 新原 達也 君 |
| 教 育 部 長  | 中村 達司 君 | 消 防 長   | 大澤 満 君  |
| 企画広報課長   | 古田 隆行 君 | 総務課長    | 舟橋 正人 君 |

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまから、令和6年6月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、1番 丸山幸治議員、16番 柴山一生議員を指名いたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議会期間の決定

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。6月定例議会の議会日程は、議会日程案のとおり、本日から6月26日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

令和6年6月定例議会 議会日程（案）

議会期間：24日間（6月3日（月）～6月26日（水））

| 日 次  | 月 日  | 曜 日 | 開議時刻  | 摘 要                                                      |
|------|------|-----|-------|----------------------------------------------------------|
| 第1日  | 6. 3 | 月   | 午前10時 | ○再 開 ○会議録署名議員の指名<br>○議会期間の決定 ○諸般の報告<br>○議案上程説明 ○陳情の委員会送付 |
| 第2日  | 4    | 火   |       | ○精 読                                                     |
| 第3日  | 5    | 水   |       | ○精 読                                                     |
| 第4日  | 6    | 木   |       | ○精 読                                                     |
| 第5日  | 7    | 金   | 午前10時 | ○一般質問                                                    |
| 第6日  | 8    | ⊕   |       | ○休 会                                                     |
| 第7日  | 9    | ⊕   |       | ○休 会                                                     |
| 第8日  | 10   | 月   | 午前10時 | ○一般質問                                                    |
| 第9日  | 11   | 火   |       | ○休 会                                                     |
| 第10日 | 12   | 水   |       | ○休 会                                                     |
| 第11日 | 13   | 木   | 午前10時 | ○一般質問                                                    |
| 第12日 | 14   | 金   | 午前10時 | ○一般質問                                                    |
| 第13日 | 15   | ⊕   |       | ○休 会                                                     |
| 第14日 | 16   | ⊕   |       | ○休 会                                                     |
| 第15日 | 17   | 月   | 午前10時 | ○議案質疑                                                    |
| 第16日 | 18   | 火   | 午前10時 | ○議案質疑 ○委員会付託                                             |
| 第17日 | 19   | 水   |       | ○全員協議会                                                   |
| 第18日 | 20   | 木   |       | ○部門委員会                                                   |
| 第19日 | 21   | 金   |       | ○部門委員会                                                   |
| 第20日 | 22   | ⊕   |       | ○休 会                                                     |
| 第21日 | 23   | ⊕   |       | ○休 会                                                     |
| 第22日 | 24   | 月   |       | ○部門委員会                                                   |
| 第23日 | 25   | 火   |       | ○休 会                                                     |
| 第24日 | 26   | 水   | 午前10時 | ○委員長報告<br>○同報告に対する質疑<br>○討 論 ○採 決<br>○愛知県尾張水害予防組合組合会議員選挙 |

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は24日間と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

去る5月22日に開催された第100回全国市議会議長会定例総会に、議長及び事務局長が出席いたしましたので、その顛末を配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

\*\*\*\*\*

### 日程第4 第46号議案から第55号議案まで並びに諮問第1号

及び報告第1号から報告第7号まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、第46号議案から第55号議案まで並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第7号までを議題といたします。

お諮りいたします。

第46号議案から第55号議案まで並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第7号までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

第46号議案から第55号議案まで並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第7号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。この6月議会は、タブレットを使って、当局側もケース・バイ・ケースでございますけど、ペーパーレスに向けて、努力してまいります。私の先頭バッターでございますので、ちょっと不具合がございましたら、お許しいただきたいなというところで、早速、説明のほうをさせていただきます。

第46号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、市長の附属機関である犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会及び犬山市道の駅整備検討委員会を廃止し、犬山市地域公共交通運賃料金協議会を設置するとともに、教育委員会の附属機関として犬山市部活動地域移行検討委員会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、7ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

別表第1では、市長の附属機関から犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会、犬山市道の駅整備検討委員会を削り、新たに犬山市地域公共交通運賃料金協議会を加えるものです。

8ページの別表第2では、教育委員会の附属機関として、新たに犬山市部活動地域移行検討委員会を加えるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第47号議案、犬山市文化財保護条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、文化財保護法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。  
内容につきましては、3 ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条では、引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第48号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、国が定める基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容の概要としましては、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び事業所内保育事業所について、児童数に応じ配置しなければならない保育士の数の増員を行うものです。

内容につきましては、3 ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号の各号において、配置する保育士の人数を改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第49号議案、犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、観光駐車場の使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4 ページの新旧対照表によりご説明します。

別表第4条関係では、新たに特定日を設定し、自動車の種別ごとに特定日と、特定日以外の使用料を定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第50号議案、犬山市下水道条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、国によるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づく排水設備工事に係る指定工事店の要件の緩和及び排水基準に関する指標の変更に伴う用語の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3 ページの新旧対照表によりご説明します。

第9条第1項では、排水設備等の工事に関し、規則で定める技能を有する者「が専属する」者を「を選任する」者に改めるものです。

第12条第1項第10号では「大腸菌群数」を、「大腸菌数」と改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第51号議案、犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4 ページの新旧対照表によりご説明します。

第5条では、消防作業従事者等に対する補償基礎額を改めるものです。別表では、消防団員に対する補償基礎額について、階級と勤務年数ごとにそれぞれ改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第52号議案、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明します。

この案を提出しますのは、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、規約の一部を変更するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

別表第1では、健康保険証の廃止により、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

この規約の施行の日については、附則のとおりです。

第53号議案、犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市固定資産評価審査委員会委員の栃本正樹氏の任期が、本年7月9日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者として、再任で栃本正樹氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額に1億3,924万8,000円を増額し、総額を288億7,058万8,000円と定めるもので、第2条は、債務負担行為の追加を行うものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、2款の総務費では、児童手当の拡充に伴う人事給与システムの改修経費のほか、自治体ライドシェア事業を実施するための経費を計上し、3款の民生費では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る国民健康保険特別会計への繰出金や制度改正に伴う生活保護システムの改修経費を計上したほか、計上漏れが発覚した五郎丸子ども未来園の解体工事設計費の増額を行い、4款の衛生費では、新型コロナワクチンの定期接種化に係る経費や、新型コロナワクチン予防接種により健康被害を受けた方への給付費などを計上し、7款の土木費では、民間木造住宅耐震診断の申請が増加したことに伴う委託料の増額を行い、8款の消防費では、消防団活動推進のためにエントリーしていた国庫委託金が不採択となったことに伴う財源更正を行い、9款の教育費では、部活動の地域移行を検討するための委員会の委員報酬を計上しました。

また、歳入では、国庫支出金及び県支出金で、歳出に伴う国や県からの負担金や補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種費用国庫補助金や社会資本整備総合交付金などを計上し、繰入金では、事業充当や財源調整として、財政調整基金や公共施設等管理基金などからの基金繰入金を計上しました。

4ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為補正では、自治体ライドシェア事業の実施に伴い必要となる次年度経費分の債務負担行為の追加を行うものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第55号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

第1条は、予算の総額に1,335万2,000円を追加し、総額を68億765万9,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入から申し上げますと、3款の国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として1,157万4,000円の増額を計上し、6款の繰入金では、事務費等一般会計繰入金として177万8,000円の増額を計上しました。

また、歳出について、1款の総務費では、印刷製本費、通信運搬費、システム開発委託料として1,335万2,000円の増額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてご説明します。

この案を提出しますのは、人権擁護委員の梅村幹雄氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますので、後任者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

後任としまして、再任で梅村幹雄氏を推薦するものです。

なお、経歴書及び推薦理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

報告第1号、令和5年度犬山市一般会計予算継続費繰越計算書についてご説明します。

この計算書は、継続費の年割額として各年度に計上された歳出予算のうち、当該年度中に支出が終わらなかったものを、次年度以降に繰り越して執行するために、地方自治法施行令の規定に基づき議会に報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書のとおり、犬山南小学校整備事業についての内容をお示しするものです。

なお、詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告第2号、令和5年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

この計算書は、これまでの議会で、令和6年度に繰り越すことをお認めいただいた令和5年度予算について、地方自治法施行令の規定に基づき議会への報告を行うもので、2ページから5ページまでの計算書のとおり、マシン室CVC F（無停電電源装置）更新事業のほか20の事業について実際に繰越しを行ったことをお示しするものです。

詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告第3号、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

この計算書は、これまでの議会で、令和6年度に繰り越すことをお認めいただいた令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算のうち、5款1項1目12節その他業務委託料の健康管理システム血清アルブミン追加及び特定健診第4期対応事業について、地方自治法施行令の規定に基づき議会への報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書をお開きください。

令和5年度事業として発注した健康管理システム血清アルブミン追加及び特定健診第4期対応事業について、全額の409万2,000円を令和6年度に繰越しを行ったものです。

報告第4号、令和5年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

これは令和5年度犬山市水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越額の使用

に関する計画について報告するものです。

2 ページ及び3 ページの計算書をお開きください。

令和5年度犬山西古券配水管布設替工事（下水関連）については、関連する下水道工事の工程に従って工事を施工するため、契約額の2,860万円を、前原向屋敷配水管布設替工事については、給水申請者の給水計画に対応するため、契約額の1,606万円を、第二加圧所耐震化工事については、使用する機器の調達に時間を要したため、契約額の1億780万円を、配水管布設基本設計業務委託については、他機関実施事業との工程調整のため、契約額の506万円をそれぞれ令和6年度に繰越しを行ったものです。

報告第5号、令和5年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明します。

これは令和5年度犬山市下水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について報告するものです。

2 ページ及び3 ページの計算書をお開きください。

令和5年度污水管きょ布設事業、污水管きょ布設付帯事業、舗装復旧事業及び物件移転補償金については、地下埋設物の移転等に時間を要したことにより、五ヶ村調整池整備事業については、隣接地との境界確定に時間を要したことにより、それぞれ令和6年度に繰越しを行ったものです。

報告第6号及び第7号は、いずれも地方自治法の規定に基づき、土地開発公社の経営状況を報告するものです。

初めに、報告第6号、令和5年度犬山市土地開発公社決算についてご説明します。

2 ページをご覧ください。

令和5年度は、土地開発公社による土地の取得と処分がありませんでしたので、4ページ以降の決算報告書に記載のとおり、租税と借入利息の支払いや、保有地の貸付けによる収益など、僅かな運営経費の執行にとどまりました。

なお、事業内容の詳細につきましては、決算報告書と合わせて、事業用地明細書や借入金明細書などを添付するほか、15ページには、公社監事の決算監査意見書も添付しておりますので、ご参照ください。

続いて、報告第7号、令和6年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等についてご説明します。

最初に、事業計画をご説明します。

2 ページをご覧ください。

令和6年度は公社により土地を取得する予定はありませんが、長期保有となっている橋爪高雄線用地の処分を計画しました。

続きまして、予算をご説明します。

3 ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量では、ただいま申し上げた事業計画に基づき、用地の処分を計上し、第3条の収益的収入及び支出の収入では、1款の事業収益で土地の処分による収益として5,637万4,000円、2款の事業外収益で受取利息や土地の貸付料などとして、20万円を計上し



ました。

支出では1款の事業原価で、処分する土地の原価として収益と同額を、2款の販売費及び一般管理費で、公社に係る租税などとして、20万円を計上しました。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、過去に借入れを行った事業資金に係る新規利息分の借入れとして3万4,000円を計上し、支出では、ただいま申し上げました借入れに係る支払利息と同額の公有地取得事業費を計上するとともに、金融機関への償還金として2,206万2,000円を計上し、収入が支出に対して不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

また、第5条は、長期借入金について、その限度額などを定めるものです。

なお、詳細につきましては、4ページ以降の予算実施計画等をご参照ください。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第5 陳情の委員会送付について

◎議長（柴田浩行君） 日程第5、陳情の委員会送付について。

5月24日までに陳情7件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月4日から6日までは休会及び議案精読とし、7日午前10時から本会議を再開いたしまして一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時23分 散会